

### 第3回古平町議会定例会 第1号

平成26年9月25日(木曜日)

#### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第38号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第4号)
- 5 議案第39号 古平町立古平小学校建設基金条例を廃止する条例案
- 6 議案第40号 古平町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第41号 戸籍総合システム機器の取得について
- 8 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について
- 9 報告第2号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率について
- 10 報告第3号 平成25年度決算に基づく資金不足比率について
- 11 同意第2号 古平町教育委員会委員の任命について
- 12 陳情第9号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する陳情書
- 13 陳情第10号 外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する陳情書
- 14 陳情第11号 電力料金再値上げの撤回を求める陳情書

#### ○追加議事日程

- 1 議案第43号 平成26年度古平町一般会計補正予算(第5号)
- 2 陳情第12号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書採択を求める陳情書

#### ○出席議員(9名)

議長10番	逢見輝統君	2番	岩間修身君
3番	中村光広君	4番	本間鉄男君
5番	堀清君	6番	高野俊和君
7番	木村輔宏君	8番	真貝政昭君
9番	工藤澄男君		

#### ○欠席議員(1名)

1番 鶴谷啓一君

○出席説明員

町		長	本	間	順	司	君
副	町	長	田	口	博	久	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君
總	務	長	小	玉	正	司	君
会	計	者	白	岩		豐	君
財	政	長	三	浦	史	洋	君
民	生	長	和	泉	康	子	君
保	健	長	佐	藤	昌	紀	君
産	業	長	村	上		豐	君
建	設	長	本	間	好	晴	君
幼	兒	長	宮	田	誠	市	君
教	育	次	佐	々	容	子	君
總	務	長	高	野	龍	治	君
財	政	長	人	見	完	至	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	藤	田	克	禎	君
議	事	係	長	中	村	貴	人	君
		兼						
		總						
		務						
		係						

開会 午前10時00分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。

1番、鶴谷議員につきましては、所用のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

#### ◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） おはようございます。

ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成26年第3回古平町議会定例会を開会いたします。

#### ◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、7番、木村議員及び8番、真貝議員のご兩名をご指名いたします。

#### ◎議会運営委員長報告

○議長（逢見輝統君） ここで、去る9月18日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

○議会運営委員長（真貝政昭君） それでは、私のほうから去る9月18日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月25日から10月1日までの7日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。29日は、予算審査特別委員会開催のため休会といたします。なお、30日の本会議は、決算審査特別委員会終了後、時間を繰り下げて開催する運びといたします。

次に、議事の進行でございますが、報告第2号、3号は関連議案でありますので、一括議題といたします。次に、3件ほど上がっております陳情につきましては、陳情第9号、第10号、第11号は本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

決算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第、全員による決算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することといたします。また、慣例により委員長には副議長を、副委員長には総務文教常任委員長を充てることとしておりますが、副議長が所用のため欠席となっ

ておりますので、委員長には総務文教常任委員長、副委員長には産業建設常任委員長を充てることといたします。

審査の方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出は款ごとに区切って質疑を行います。ほかの会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、質疑は一問一答で継続して質問し、ほかの人に移ったときは再質問はできないこととします。それから、一度に数項目にわたって質問することと、決算でございますので、予算的な質問の仕方にはご注意願います。決算審査特別委員長におかれましては、その点よろしくご配慮いただきたいと思っております。討論は、本会議で行いますので、委員会では省略することとします。また、採決については全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略いたします。また、討論、採決については、例年どおり一括で行うことといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は、一問一答方式を試行で行います。質問回数は原則1件、3回のみで、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月25日から10月1日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月25日から10月1日までの7日間に決定いたしました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成26年6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果、平成26年北後志消防組合議会第2回定例会結果、平成26年北後志衛生施設組合議会第2回定例会結果、平成26年第1回後志広域連合議会臨時会結果の4件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、

これを許します。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。本日、平成26年第3回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきましてまことにありがたく、心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、お手元に配付いたしました別冊議案にありますとおり、補正予算案が1件、条例案件が2件、財産の取得案件が1件、規約の変更が1件、報告が2件、人事案件が1件、そして前年度の各会計決算認定の計9件でありまして、詳細につきましては上程の際にご説明を申し上げますので、それぞれご審議の上、ご決定、ご承認、ご同意、そしてご認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、定例会でございまして、恒例により議案審議に先立ち行政報告を申し述べさせていただきますので、しばらくの間お聞き取りを願います。

春らんまんのころから本道を含めた日本列島で続いた異常高温により、気象庁でも冷夏の予想の見直しをしましたが、その後さまざまな前線あるいは大陸からの寒気の流れ込みが大気の状態を不安定にし、ピンポイント的に、所によっては50年に1度しかないという大雨を降らせ、各地に甚大な被害をもたらしたのが今夏の特徴でありました。

超特大の津波が襲った東日本大震災から3年半が経過しましたが、昨年伊豆大島の土砂災害がそうでありましたように、先般広島市で発生した災害を初め、ことし発生した多くの災害が大雨による土砂災害であり、深層、中層、表層崩壊という、いわゆる山津波にほかならないのであります。今後台風シーズンに入ってまいります、備えあれば憂いなしで、まずは自助の精神をもって自宅周辺の環境整備や非常持ち出し物の整理など、各自で最低限の備えをしていただきたいと思いますところであります。

それでは、初めに総務企画関係から申し上げます。平成26年度の古平町表彰式を9月4日に挙行しましたが、議員の皆様にはご多用にもかかわらず、多数のご出席をいただき、まことにありがとうございました。ご承知のように、古平町功労者として多年にわたり代表監査委員として本町の財務規律の確立と地方自治の推進にご尽力されている1名の方を表彰したのを初め、古平町功績者として社会貢献賞を3名、産業貢献賞を6名、さらには多額の金品等を寄附された2名の方に感謝状を贈呈したところであります。

次に、本町の主幹産業である水産加工業を支援し、古平たらこのブランドと雇用の確保を図っていくことを最優先に、既に総額1億1,200万円の補正予算を組みながら対策に取り組んでいるところであります。このたびこれが対策の一環として、ふるさと納税寄附金制度を活用するべく鋭意準備作業を進めてまいりましたが、去る9月1日からふるさと納税の寄附金をされた方に対し、水産加工特産品の贈呈を始めたところであります。内容といたしましては、1万円以上寄附された方には5,000円相当の特産品を1品、そして5万円以上の方には2品の贈呈を行うもので、インターネットでのクレジットカード決済が可能となったこともあり、思いのほか好評を博しております。なお、9月19日現在、全国各地から約500件、1日平均26件ほどの寄附の申出書が届いており、特産品の贈呈予算に不足を来す状況となっていることから、今般増加の補正予算を追加議案として提出してお

りますので、後ほどよろしくご審議願いたいと存じますが、各水産加工所におかれましてはこれを呼び水とし、リピーターを獲得しながら販売拡大につなげていただきたいと思いますと思っております。

次に、防災関係であります。去る9月6日に沖町、沢江町、浜町地区の11町内会を対象に第3回目の住民避難訓練を実施いたしましたところであり、昨年に引き続き東日本大震災で発生した大津波災害を教訓とした訓練で、留萌沖を震源とする震度6弱の地震に伴う大津波警報が発令され、15分後に6メートルの津波が押し寄せるといふ最悪のシナリオでの訓練でありました。参加者296名のほとんどの方が津波到着までの15分間のうちに指定避難場所あるいは一時避難場所に到達していたという結果でありましたが、本町の場合は人口の多くが市街地に集中し、近くの小高い丘に避難施設となる公共施設があり、比較的恵まれた地理的条件にあると言えるものの、災害は昼夜、季節を問わず、いつ発生するかわからないのでありますことから、今後も気を引き締めて災害対策に対応してまいりたいと考えております。また、当日は札幌管区気象台から講師をお招きし、「地震・津波災害に備える」という演題で講演会を開催したところであり、住民の方々の災害に対するさらなる意識の向上にもつながったものと思っております。

次に、平成25年5月に社会保障・税番号制度関連4法案（個人番号法案）が成立したことに伴い、国から番号制度導入スケジュール、電算システム改修の必要性などの通知を受けたところであり、今定例会に国の補助事業としての電算システム改修委託料、番号制度システムサーバー負担金にかかわる電算関連費用を補正計上しております。また、個人情報保護条例等の改正、さらには個人番号、個人番号カードの独自利用のための条例の制定を求められていることから、これらの業務にかかわる委託事業費もあわせて補正計上しておりますので、後ほどよろしくご審議いただきたいと思います。

続きまして、税財政関係について申し上げます。本年度の地方財政計画における普通交付税の総額は16兆8,855億円（対前年度比1.0%減）、また臨時財政対策債の総額は5兆5,952億円（対前年度比9.9%減）であります。これを踏まえた平成26年度の普通交付税が去る7月25日に決定となり、本町の普通交付税額は表1にありますとおり、対前年度比3,467万3,000円減（2.1%減）の16億5,188万5,000円、臨時財政対策債を合算した金額は対前年度4,032万8,000円減（2.2%減）の17億5,407万8,000円となったところであり、管内の状況も表2のとおりとなっております。

次に、報告議案にありますとおり、平成25年度決算を受けての財政健全化法に基づき、本町財政の健全度を示す財政健全化判断比率につきましては、4指標全てにおいて前年度に引き続き法定基準を下回ったところではありますが、実質公債費比率は0.2ポイント悪化した反面、将来負担比率につきましては1.6ポイント改善しております。なお、さきの定例会で税の当初賦課状況についてのご報告を申し上げましたが、個人町民税賦課事務を行っておりますさなか、事務担当者の突発的発病により直接入力での賦課決定されるべき資料が後日発見されたことから、賦課時期が通常よりおくれたり税額が変更となった方が11名おられました。大変ご迷惑をおかけしたことに深くおわびを申し上げたいと存じます。

続きまして、民生関係について申し上げます。最初は福祉関係で、7月の1カ月間を強調月間とした第64回社会を明るくする運動は7月7日の北後志5カ町村訪問車両パレードを皮切りにさまざま

まな運動が展開され、7月23日の古平町住民集会では65名の町民が参加する中、児童生徒が応募した標語の優秀作品に対して表彰を行ったところであり、さらに7月30日には余市町において北後志住民集会が開催され、本町の児童生徒が応募した標語、作文のうち3点が北後志の優秀作品として入選を果たし、表彰されております。

次に、お盆中の墓地の状況であります。ごみ箱の設置を取りやめて2年目のことし、前年度の反省のもとに春から看板の設置などの整備を行ったこともあり、供物等の持ち帰りについてはより以上にご理解をいただけたものと思っております。しかしながら、依然として道路際のやぶの中や墓地区域内にまでも生活系のごみが投棄されているところもあり、住民や墓参者に対しては次年度以降も先祖をしのびつつ、墓地周辺の環境衛生の徹底に対する意識の高揚を図ってまいりたいと思っております。また、8月23日には古平町民並びに墓参帰郷者等への清掃啓発を図るを目的にれい明の里町内会による町営墓地の清掃活動が実施され、約50名の参加者で370キログラムのごみが収集されております。まことにありがとうございました。

次に、さきに議決いただきました国民健康保険税の関係であります。平成26年度の納付書を送る7月7日に発行したところであり、件数は対前年比3.6%減の746世帯（被保険者数1,127人）で、当初調定額では対前年比9.4%減の8,948万円となっております。結果的には、応益割合51.16%、応能割合が48.84%となり、平準割合を維持することができたものであります。なお、国民健康保険証の有効期間は2年で、今月末日をもって有効期間が終了することになっておりますが、納税相談や健康相談あるいは各種相談を身近にするため、去る16日から22日まで、各集会所及び夜間窓口を開設しながら保険証の交付を行ってきたところであり、さらには期間内に手続のできなかった世帯への郵送通知もしておりますので、忘れないでいただきたいと思っております。

続きまして、保健福祉関係について申し上げます。去る8月17日、18日の両日、れい明の里関係者総勢153名（前年比△25名）の方の胃がん検診を実施したところであり、受診者の97.4%に当たる149名の方が異常なしと判定された一方で、4名（2.6%）の方が要精密検査と判定されたことから、この方々には早期の精密検査を勧奨し、病気の早期発見、早期治療につなげてまいりたいと考えております。

次に、古平町社教、風花、元気プラザの職員で構成する古平町高齢者施設連絡協議会が中心となり、古平正調越後盆踊り保存会や古平奉仕会の協力を得ながら、一昨年から実施しております盆踊り大会について、ことしも去る8月20日に開催したところ、天候にも恵まれ、ほほえみくらす入居者や近隣町内会の老若男女、総勢約180名ほどの来場がありました。大会では、保存会の一部会員が仮装で盛り上げていただき、お年寄りから子供までたくさんの方の参加によって大きな輪ができ上がった中から会場を大いに盛り上げてくれた方々に対してはパフォーマンス賞を贈呈し、さらには社教、デイサービス利用者や風花、元気プラザの入居者が手づくりしたちょうちんをやぐらに飾り、これら作品の中からも優秀賞を贈呈したところであり、また、古平奉仕会の全面協力によるかき氷やヨーヨーすくいなどの縁日も催され、にぎやかなひとときを過ごすことができました。

次に、去る9月10日、絶好の秋晴れのもとで本年度の敬老会を挙げていたしましたが、本年度は沢江町の田澤正吉さんが100歳の誕生日を迎えられる年で、敬老会において紀寿をお祝いする予定でお

りましたところ、ご本人の都合によって出席がかなわず、式典前の9月6日にご家族へお祝いの品々をお渡ししたところであります。敬老会当日は、77歳以上の方170名（うち、米寿9名・喜寿12名）と、来賓の方10名の総勢180名の方が文化会館太陽ホールに集い、式典では来賓の方からの祝辞や祝電披露のほか、米寿、喜寿の方への記念品贈呈や記念写真の撮影を行い、懇親会では漁協女性部の腕を振るった浜鍋に舌鼓し、古平小学校5、6年生によるたらつり節踊りや古平正調越後盆踊り保存会の皆さんによる盆踊り、さらには老人クラブ南寿会会員によるカラオケや日舞などの演芸を楽しみ、2時間ほどの短い時間ではありましたが、和やかな雰囲気の中、敬老の祝いをすることができたと思っているところでもあります。

続きまして、産業関係について申し上げます。まず、農林関係であります。作柄状況は春先の晴れた日が多かった割には気温が上がらず心配したものの、一転して高温が続いて挽回し、夏場もまあまあというところで生育は順調に進んでおり、水稻の作況につきましては平年を上回る予想で、9月中旬から稲刈りが始められております。また、畑作につきましては、ジャガイモが身を太らせる時期の雨不足のために小ぶりとなっております、カボチャにあっては平年並みの収穫が予想されているところでもあります。

次に、農業委員会委員選挙であります。3年に1度の統一選挙が7月1日に告示され、選挙の委員定数7名に対して6名の届け出があり、1名の定数割れで無投票当選が確定したところでもあります。また、町長招集による選挙後最初の総会が去る7月25日に開催され、会長に池田範彦氏を、会長職務代理者には澤口良介氏が選任され、今後は池田新会長のもとで新たなスタートを切ることになったところでもあります。なお、前定例会でも申し上げましたように、政府が6月24日に閣議決定した規制改革実施計画の中で農業委員会は委員の公選制を廃止して、首長の選任制に変えることとなっていることから、公選法による農業委員の選挙は今回が最後となる見通しであります。

また、去る9月10日からベトナムで開催されておりましたTPP（環太平洋連携協定）交渉の首席交渉官会合であります。依然として農産物の関税協議での進展はなく、東京でも日米の実務者協議が開催されて10日までの日程を終えたものの、年内の大筋合意の見通しは立たない情勢であります。ただ、甘利担当相は去る23日、空港で記者会見し、今般の日米閣僚協議に関して米側から一定の妥協案を引き出し、決着を目指す意向を示したとされております。

次に、工事関係では、町発注工事の平成26年度林業専用道鼻垂石線整備工事の入札を去る7月31日に執行し、株式会社宝福重機工業が1,447万2,000円で落札し、12月9日の工期に向けて施工中であり、9月10日現在の進捗状況は10%であります。なお、平成26年度森林管理道チョパタン線環境改良工事につきましては、10月上旬に入札を執行する予定であります。

また、北海道発注工事であります西の沢川予防治山工事の谷どめ工3基の工事は、工期を10月10日としておりましたが、12月24日まで工期の延長が認められ、9月10日現在での進捗率は51.8%となっております。なお、国の出先機関である北海道森林管理局石狩森林管理署発注の丸山治山工事につきましては、9月30日までの工期でありましたが、工事は既に完成を見ております。

次に、水産関係であります。去る6月27日に開催されました東しゃこたん漁業協同組合の第1回通常総会において、第10事業年度（平成25年度）の販売取扱額が報告され、組合員の並々ならぬ



生産努力によって22億3,500万円となりました。また、管理経費の削減や事業外収益等によって、平成25年度の繰越欠損金（累積赤字）564万9,000円が解消されたことは、経営改善見直し5カ年計画（H24～H28）が着実に実行されている箇所と考えておりますし、計画を早期達成できるよう願う次第であります。なお、ことし8月末現在での古平地区の漁獲状況につきましては、数量で1,406トン（前年同月比170トン、10.8%減）、金額では5億9,924万円（前年同月比3,949万円、7%増）となっており、魚種別ではホッケ、タコ、ウニが前年より単価高で扱い高が上回っているものの、ニシンは極端な不漁となっております。また、今月解禁となった秋サケ漁ではありますが、古平が位置する日本海中部海域では昨年4年魚が極端に少なかった上に3年魚も少なかったため、ことしの来遊予測は不漁だった昨年をさらに約3割程度下回る予測で大変心配されており、定置網漁の操業開始時期を9日までおくらせる自主規制をしてきたところでもあります。

次に、事業関係であります。中間育成を行っておりましたエゾバフンウニの人工種苗につきましては、平均殻径14.9ミリメートルまでに成長し、去る6月17日に群来、丸山、沖地先にそれぞれ放流を置いたところでもあります。また、磯焼け対策の研究のため、農林水産技術会議委託プロジェクト研究からの委託を受けた事業につきましては、道総研中央水試、水産総合研究センター等と共同で藻場開発手法の研究に取り組んでいるところであり、さらに今冬にはナマコの人工種苗を港内に放流し、成長や生存率の調査を行う予定であります。なお、北海道開発局発注のマイナス3.5メートル岸壁改良ほか、工事の進捗率は約40%となっており、東しゃこたん漁協発注の製氷・貯氷施設整備事業の進捗率は10%と伺っております。

次に、北海道が日本海漁業の振興対策として、養殖事業を経営の柱の転換を促す基本方針を年内にも策定する方針を明らかにしたことを受け、漁協としては特にスケトウダラの漁獲可能量（TAC）が来年から大幅に削減されることから、スケトウダラ漁業者等の対応策が急務であるため、9月17日から19日にかけて地区別懇談会を開催して対応策を検討しているところではありますが、養殖に転換するにしても環境に適しているか等の課題もあり、非常に厳しい問題となっております。

また、水産加工関係ではことし2月に経営破綻した6社のうち1社が新会社を設立し、近く操業開始する旨の連絡がありました。このことによって数名の雇用も見込まれており、かつての活気を取り戻す一つの契機となってくれればと願っているところでもあります。一方、8月1日を基準日として、町内離職者の動向を調査したところ、いまだ就業していない離職者もあり、再就職へ向けての総合理解をさらに深めながら対策を進めなければならないと考えております。なお、調査結果につきましては別途添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

次に、商工労政関係であります。数年前から実施しておりますプレミアム商品券の販売につきましては、6月18日をもって前期分が完売されたとのことであり、後期分は9月30日から3,000万円分の発行が予定されております。

また、本年度商工会が実施する古平町にぎわい活性化事業では地元食材を使用した料理の試食会やグルメ料理コンテスト、さらにはマスコットキャラクターの募集、ガイドマップの制作等の事業が10月に実施されることとなり、町としても観光協会の事業との連携を図りながら、少しでも地域経済及び商店街の活性化のために応援してまいりたいと考えております。

次に、観光関係であります。日本海ふるびら温泉しおかぜの8月末の利用者数は3万408人で、前年度沖と比べて141人、0.5%の減少となっており、ほぼ横ばい傾向にあります。なお、集客イベントとして、一昨年から交流広場で開催してきたしおかぜ夏まつりは8月2日に開催され、約525人の来場者があって、一部は温泉利用につながる結果となっていることから、現状に満足せず、さらなる創意工夫を凝らし集客に努めてまいります。

また、今夏の歌棄海水浴場の利用者数は5,789人と前年同期比(7~8月夏休み期間30日間)の23人増となってほぼ横ばいで、家族旅行村の8月末時点での利用状況につきましては、前年同期比29人、3.9%減の2,835人となっております。さらにまた、近年減少傾向にありましたパークゴルフ場の利用者数につきましては2,714人で、前年同期比224人、9%の増となっており、今後もコース整備はもとより、よりよいサービスに努めてまいります。

去る21日、ことし最後の開催となりました古平漁港東しゃこたん漁協祭でしたが、好天にもかかわらず、いま一つ来場者が伸びず苦戦しておりました。来年度は、もう一工夫、二工夫も凝らし、来場者の心と記憶に残るようなイベントに変えなければならないのではないかと考えております。

なお、札幌圏のグルメの集客を図るため、現在札幌大通公園で開催されているさっぽろオータムフェスト2014であります。本日25日から28日までの4日間、8丁目会場に古平町観光協会として出店することとしており、特産品のたらこ、ヒメマス等をアピールしながら、一人でも多くの方が古平を訪れていただくようPRしてまいります。

続きまして、建設水道関係について申し上げます。本町に関係する平成26年度公共工事の発注状況及びその8月末時点での進捗状況は次のとおりです。

初めに、国の工事ではありますが、平成29年2月までを工期とする国道5号新忍路トンネル掘削工事につきましては20%ととなっており、今年度中の完成予定としている国道229号梅川登坂車線整備工事につきましては、路盤工及びのり面工部分が72%、舗装及び防護柵工等部分が32%の進捗率となっております。

次に、道の工事ではありますが、古平川流下阻害解消工事につきましては、今年度予算規模3,000万円で、古平大橋から古平中学校体育館までの区間の堆積土砂1万立米を掘削する予定で8月下旬の発注と聞いておりましたが、11月にずれ込む見込みであります。また、丸山川砂防工事につきましては、昨年に引き続いて1号堰堤左岸部を施工するものであります。去る8月26日に和田建設工業株式会社が4,968万円で受注いたしており、これが工事施工のためにふるびら温泉までの道路の一部につきまして、来年3月20日まで車両通行どめとし、その旨を住民に周知しながら協力をお願いしたところであり。なお、以前ご質問のありました平成22年豪雨災害での越流箇所築堤事業についてであります。先般小樽建設管理部の副局長が来庁して説明を受けたところ、当該越流箇所から上流に向かっての底地にかなりの長さわたって旧大蔵省の国有財産が存在すること、さらには現堤防整備の際の用地処理がされていないなどの障害があって、改めての築堤は困難なことから、現在の応急措置のまま川の流れを変えて越流を防ぐ瀬がえ工事を検討してみたいとのことでありました。また、ドロノキ橋の拡幅工事の件であります。現在道の長寿命化計画調査対象の橋梁となつてはいるものの、道路予算の多くが泊原発からの共和避難道路の整備にとられており、現

時点では見通しが立たないとのことであり、この回答は春時点でのポイント要望に対するものであります。なお、上記以外の主な工事は、以下のとおりとなっております。

次に、町の主な工事ではありますが、公営住宅関係では清丘団地3棟6戸の解体を初め、中央団地2棟8戸及び栄団地3棟13戸の屋根吹きかえ、さらには栄団地5棟21戸の内窓交換工事を予定どおり発注し、年内の完成を目指しているところであり、清川団地建てかえにかかわる基本設計につきましては10月末までに決定したいと考えております。また、河川関係では丸山川河口の両岸約18メートルを解消する護岸工事も入札を終え、完成は来年の3月としております。なお、主な工事の契約状況及び進捗率につきましては、以下のとおりであります。

去る9月3日、第2次安倍改造内閣が発足したところでありますが、女性閣僚の積極的登用に加え、主要閣僚、党役員人事では留任も念頭に置きながら、重厚な布陣としたことへの評価によって支持率が上昇し、今後の経済の再生あるいは安全保障問題に関する法律の整備、特に人口減少問題が大きくクローズアップされている中では地方の創生が喫緊の課題となっており、これら政策の推進に当たってはまさしく追い風だと論評されております。

3.11東日本大震災から3年半が経過しましたが、依然として復興のスピードは鈍く、特に災害復興住宅建設のおくれに伴って仮設住宅入居者の困窮状況が報道され、仮設であるがゆえのさまざまな課題が浮き彫りとなっております。冒頭申し上げましたように、近年の地球温暖化に起因するであろう、さまざまな災害が各地域で発生して、住家を失う者が後を絶たず、東日本大震災の二の舞のような状況をつくりつつあります。今地球上あちこちで国と国あるいは人と人とが憎み合ったり争いを繰り返して続けておりますが、まず地球を守ることが先決問題であり、このたびの国連気候変動サミットが重要な意味を持つものであります。

来る29日から始まる臨時国会は、人口減少を背景とした地域創生問題が焦点となりますが、本町としましても人口減少に立ち向かう自治体連合への加盟あるいは市町村長政策研究会への参加も含め、町独自の対策協議会への設立などを検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ議員皆様には、本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

平成26年第3回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、小学校で平成27年度以降使用する教科用図書を採択するに当たり、去る5月に開催された教育委員会において、第4地区教科書採択協議会における古平町教育委員会代表委員を選任し、6月から3回の協議会と2回の調査検討委員会を経て8月4日に決定しました。内容については、算数、音楽が従来採択していた東京書籍株式会社から教育出版株式会社に変更になりました。なお、採択の理由や議事録に

については教育委員会事務室において閲覧できるようになっており、町のホームページや広報にて住民に周知する予定であります。

中学校では、保護者や町民の皆様に学校の現状を知っていただこうと、去る6月23日から26日まで参観日週間を設け学校開放し、保護者だけでなく多くの町民の皆様に参加いただくことができ、生徒の挨拶や授業態度もきちんとできていると高い評価をいただくことができました。また、その期間に合わせて、教育委員による小中の学校訪問を行い、各学年の授業参観と校長、教頭との学校経営についての意見交換を行いました。教師力を向上させたいという教職員の提案から、全教職員が年内に必ず1度公開授業を行うこととなり、7月10日には2年美術と1年理科の授業が公開され、他校から多くの教職員が授業参観に訪れ、それぞれの授業に高い評価がされておりました。

7月8日、14日の2日間にわたって高校説明会が中学校体育館で行われ、8日は小樽桜陽、商業、北照、双葉、余市紅志高校、14日は小樽潮陵、工業、水産、明峰高校、それぞれの学校から説明を受け、受験を控えた3年生はもちろん、1、2年生や保護者の方々も各高校の先生方の説明に真剣に耳を傾けていました。

小学校が7月25日から8月18日、中学校が7月26日から8月17日まで夏季休業でしたが、小中ともに事故もなく、2学期始業式を元気に迎えることができました。また、休業中には小中ともに教職員の協力をいただき、小学校では夏休みチャレンジ教室、中学校では補習タイムや夏期講習を行い、児童生徒の基礎、基本学習の向上に取り組むことができました。

中体連の各大会が終了し、後志大会で優勝したバドミントンダブルス、シングルスが8月1日から北斗市において開催された全道大会に出場しましたが、いずれも2回戦敗退という結果でありました。また、8月7日に札幌K i t a r aで行われた全日本吹奏楽コンクール札幌地区大会に出場した吹奏楽部はC編成の部で惜しくも銅賞という結果でありました。

平成23年より外国語指導助手として勤務していただいたハリス・リチャードが7月31日で3年間の期限満了となったことから、新たにアーセル・ロバート、カナダ出身、25歳を迎え、引き続き小学校の外国語活動や中学校の英語の授業に従事していただいておりますが、小中校長、教頭を初め、教職員からは真面目で一生懸命だという言葉をしていただいております。本人からも一日も早く古平の町になれようという気持ちが感じられ、非常に好感の持てる青年であります。

4月22日に行われた全国学力・学習状況調査の都道府県別の結果が去る8月25日に文部科学省から公表され、このデータに基づき、北海道新聞が主催した北海道の4科目平均正答率が小学校66.93%で44位、中学校が63.68%で33位という記事が掲載されました。本町の児童生徒の結果については、全国、全道と比較して低い結果に終わり、今後基礎問題、応用問題や生活習慣等のそれぞれの調査結果の分析を行い、教育施策の改善に向けて計画的な取り組みを進めていかなければなりません。また、本年度より学校別の成績を教育委員会の判断で公表できるよう実施要領の変更がありましたが、本町ではさきの教育委員会決定どおり、数値による公表は行わないこととして道教委へ報告しております。

小学校では、体力づくりの一環として、健康と体力の増進を図り、体を動かす喜びを味わう機会を与えることで進んで運動に取り組もうとする児童をふやすことを目的に、昨年度より全校児童の

校内マラソン大会が企画され、本年度も先週の9月19日に行われ、全員が完走することができました。なお、本年度より学校からの要望に応え、新記録樹立者に教育長賞としてメダルを授与することといたしました。

教職員関係では、小学校で10月18日から産前休暇取得の教職員が予定されていることから、現在教育局や教職員からの情報をつてに期限つき教職員を探しているところであります。

学校給食関係では、本年1月の古平町農業協同組合の解散に伴い、学校給食用玄米の供給について、今後も古平産米を使用するよう検討してきましたが、このたび新おたる農業協同組合との話し合いで、前農協と同様に取り扱っていただけることとなり、5農家から37俵の玄米を提供いただき、引き続き古平産米を使用した米飯給食を実施してまいります。

次に、生涯学習、スポーツについてであります。青少年教育並びに高齢者教育の一環として行っている少年少女わんぱく王国とたけなわ学級の事業については予定どおり消化しており、来年3月に迎える合同の修了式までには10回ほどの事業が行われる予定であります。

野球少年団活動については、6月21日に行われた後志少年野球大会は1回戦、7月6日、古平で開催された第21回浅井えり子旗少年野球大会では1回戦は勝ち進みましたが、札幌で行われた2回戦でそれぞれ敗退しております。

毎年夏休みに小学生を対象にした水泳教室を本年度も7月28日から30日までの3日間、午前泳げない子、午後からは5メートル以上泳げる子に分けて行い、合計25名の児童が参加しました。

漢字の読み書きや数の計算など、基礎学力の向上を目指し、毎週木曜日に行っている放課後ふるびら塾は低学年の児童の参加がふえてきており、これが学校支援につながり、家庭学習の習慣が根づいてくれることを願うところであります。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることから、去る9月19日に町長と教育委員の懇談の場を設け今後のあり方等について協議し、改正内容についての互いの認識を図ることができました。

今回の法改正により、何らかの対応が必要と考えられる条例を検討し、上程してまいりますので、議員皆様のお力添いを賜りたくお願い申し上げ、教育行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第38号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第38号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程のございました議案第38号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明をいたします。

お配りしています説明資料、9月定例会説明資料のほうも用いますので、お手元に置いておいてください。

今回の補正予算につきましては、先ほどの町長の行政報告にもありましたように社会保障・税番号制度が導入されると、スケジュールが示されてございます。それに伴いまして、電算システムの改修費用等がかかるというものがございます。それと、普通交付税のほう、7月に決定になってございますので、それに見合う額の補正をしてございます。また、小学校の建設が終わりましたので、建設基金のほうの廃止をしようということで、その部分の予算を計上してございます。

それでは、議案の1ページ、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,632万2,000円を追加しまして、総額を34億1,725万6,000円とするものでございます。

補正の区分ごとの金額等は第1表、歳入歳出予算補正、2ページから5ページまででお示ししてございます。

また、地方債の補正も必要になりましたので、第2表、6ページにございます地方債補正に載せてございます。

それでは、事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。13ページ、14ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、既定の予算に292万1,000円を追加して、1,503万8,000円とするものでございます。旅費、赴任旅費で11万3,000円増でございます。当初予算では10人分を見てございました。結果的に12名分ということで増額するものでございます。

続いて13節、社会保障・税番号制度導入支援業務委託料、これを新しく設けさせていただきます。ここで説明資料のほうで簡単にご説明いたします。2ページです。こちらのほうにスケジュールの想定例ということで横長の表を載せてございます。まず、この番号制度で国のほうでは政省令等の整備をしてございまして、実際に番号をつけるのが来年27年の10月に付番をして通知をすると、そして28年1月に個人番号の利用を開始ということで進んでございます。本町におきましては、まずシステムの欄がございまして、システムの欄で影響度の調査とか書いてございまして、既存住基の設計、開発、テストと進んでいくと、そういうものでございまして、中間サーバーも設計、開発、テスト、必要な調整ということがございます。この部分で今回補正で、これは7目のほうで補正させていただきます。そして、下の行、保護評価、条例とございますが、こちらは1目の一般管理費のほうで補正いたしますが、保護評価につきましては26年度の欄、情報保護評価の実施後のチェックということで進んでいくと、そして、条例の部分では一番上、個人情報保護関連条例の見直し検討をすると、そして個人番号の独自利用等の事務を検討していくということがスケジュールに載ってござい

ます。議案のほうに戻りまして、14ページのマイナンバーの導入支援業務委託料ということで280万8,000円ということで、こちらは特定個人情報保護評価書というものを作成しなければなりません。それで、その部分での支援していただくという委託でございます。そして、例規の部分、町の例規もございしますが、それもさまざまの部分を検証しなければなりませんので、その部分の支援というものも盛り込んでございます。

続きまして、5目財産管理費、既定の予算に60万5,000円を追加して、2,919万9,000円とするものがございます。自動車の整備料でございます。内容としましては、町のバス、ボディーの部分が腐食で落下の危険が出ておりましたので、車検のときに同時に修理をする経費60万5,000円でございます。ちなみに、バスは平成5年車で18万キロ走ってございます。

続いて、6目企画費、既定の予算に46万3,000円を追加して、6,679万9,000円とするものがございます。工事請負を2本載せてございます。デジタルテレビの中継局の伝送線を移しかえるということで30万9,000円増額です。浜町の浜側、和信自工さんの事務所、新しくできた事務所の前の伝送線の部分で移しかえをする費用でございます。下、公共施設案内板改修工事請負費、新しく設けております。15万4,000円。案内板は町内に10カ所ございまして、そのうち破損している4カ所の部分の修理でございます。

続いて、7目電算管理費、既定の予算に1,119万3,000円を追加して、4,462万5,000円とするものです。委託料、社会保障・税番号制度、マイナンバー関係のシステム整備の業務委託でございます。国の補助を受けながら、整備の委託するものがございます。国で義務づけられている分野につきまして、現在あります既存システムの改修でございます。住基、税、国保、年金、児童福祉、後期高齢などがございます。19節、こちらは中間サーバーの負担金というものでございます。中間サーバーというものが全国で設けられるということで、全国の団体で案分して古平町分は66万3,000円ということで計上させていただきました。

続いて、8目職員研修費、既定の予算に14万円を追加して、144万1,000円とするものがございます。旅費、研修旅費14万円増額でございます。千葉にあります市町村アカデミーに派遣するもの、当初予算では1名見込んでおりましたが、2名にふやしております。また、新人さんの初任者研修、10名で見えてございましたが、結果11名ということになっております。

続いて、3項1目戸籍住民基本台帳費、既定の予算に270万円を追加して、3,322万円とするものです。戸籍事務の電算化委託料、270万円の追加でございます。現在マイクロフィルム化した部分の除籍、改製原戸籍がございしますが、これを電算に入力する場合に汚れ等がございまして、耐えられないということで、再度先ほど言いました除籍、改製原戸籍の部分、マイクロ撮影をしまして、スキャナー入力をするということでございます。

続いて、3款民生費、1項2目地域福祉センター費、既定の予算に151万4,000円を追加して、1,535万9,000円とするものがございます。指定管理料でございます。最終ページ、22ページ、23ページをお開きください。23ページ、需用費で修繕料46万4,000円の増でございます。内容としましては、温水器ボイラーの部品交換などで、機械室設備の修理などで修繕料をふやします。12節、漏水調査料、これは新しく設けさせていただいております。実は、7月に漏水の疑いがあるということで、町の

ほうからお示ししまして、業者のほうに依頼してございます。8月9日に水をとめて調査をいたしました。業者さんへの委託料です。もう実施済みでございます。戻りまして、15ページ、16ページをお開きください。工事請負費、車寄せ改修工事請負費95万円の増額でございます。8月に雨が降ったときに大量に雨漏りをしたということで、その車寄せの部分で点検しました。アクリル板のシーリング部分が劣化してございましたので、その部分の工事追加ということでございます。

9目介護保険地域支援事業費、既定の予算に72万6,000円を追加して、724万1,000円とするものです。委託料、新しく設けました市民後見推進事業委託料、内容としましては市民後見人を養成する研修ということで、委託先は小樽・北しりべし成年後見センター、小樽市の社教さんが持っておりますそこに委託するものでございます。72万6,000円の追加でございます。

続いて、12目障害福祉費、既定の予算に145万8,000円を追加して、3億9,840万6,000円とするものでございます。委託料、障害者福祉システム改修委託料、新しく設けてございます。23万8,000円の追加です。この改修内容としましては、給付実績データの集計分析を向上させるということを目的にしてございます。個人指定のデータ出力を可能にすると。今までできていなかった部分を可能にしたり、データ加工をしやすいようなデータの出力できるようなものをするという改修でございます。23節、こちらはここに列記してございます国等の負担金、去年の負担金の部分が確定してございますので、それによります精算返納金でございます。合計122万円の追加でございます。

続きまして、2項1目児童福祉費、既定の予算に432万円を追加して、4,194万6,000円とするものでございます。委託料、新しく設けてございます。子ども・子育て支援のシステム構築業務委託料でございます。全額国補助で実施するものでございます。内容としましては、この制度ができて、市町村は国へアクセスして報告したり共有することを求められているものでございまして、その部分でのシステムをつくるという委託でございます。

続いて、2目幼児センター費、既定の予算に82万5,000円を追加して、3,661万5,000円とするものでございます。保育所の広域入所の負担金の部分でございます。当初の予算では、1名分を見てございました。実際は、2名追加になりまして3名分ということで、2名の部分も5カ月間でございますが、美国の保育所に通うお子さんの部分の入所負担金でございます。

続いて、3項1目国民年金推進総務費、既定の予算に128万5,000円を追加して、131万4,000円とするものでございます。委託料を新しく設けてございます。国民年金システムの改修業務委託料、同額でございます。国補助100%で実施するものでございます。内容としましては、来年10月に消費税が10%に上がる予定でございます。国では、年金の生活者に年金生活者支援給付金を支給することになってございます。そのためのシステム改修ということでの費用でございます。

続いて、4款衛生費、1項2目保健事業費、既定の予算に4万3,000円を追加して、1,803万円とするものでございます。23節を新しく設けさせていただいております。養育医療給付費の国庫の負担金、精算返納金でございます。昨年この部分の負担金が入っておりましたけれども、実際は該当者がいなかったということで、その部分を丸々返すというものの計上でございます。

2項1目じんかい処理費、既定の予算に138万6,000円を追加して、7,417万6,000円とするものです。負担金、衛生施設組合に対する負担金、同額増額するものでございます。衛生施設組合の補正



予算ございまして、その1号補正に基づきまして増額するものでございまして。中身的には、衛生センターの業務費がふえたということで、その部分の増額でございまして。

ページめくっていただきまして、17、18ページでございまして。6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、既定の予算に258万2,000円を追加して、505万6,000円とするものです。委託料を新しく設けております。農地台帳システム整備事業委託料です。この農地台帳の部分は、町では紙ベースで整備してございまして。今国では電算化をして、そのデータをいろいろ、例えば農政の政策に活用するとかそういうことも考えられてございまして、システムを整備しなければならないことになってございまして。この費用258万2,000円、全額道の補助で入ってくるということでございまして。

続いて、2項2目林道管理費、既定の予算に108万円を追加して、353万9,000円とするものでございまして。工事請負費108万円の増額でございまして。この部分は、簡易吹きつけ工でのり面保護をする工事でございますが、現在持っている200万円弱の部分では同事業が小さ過ぎるというものがございまして、ある程度の事業量が必要であるということで増額補正させて、300万円という金額にさせていただきます。

続いて、9款消防費、1項2目災害対策費、既定の予算に92万1,000円を追加して、1,192万円とするものでございまして。需用費、消耗品につきましては、避難訓練のときの乾パン、飲料水、その部分で足りない部分14万3,000円の増額でございまして。修繕料につきましては、古平川の樋門のポンプのオーバーホール、部品交換の部分での経費、22万7,000円でございまして。13節、樋門ポンプ運転管理業務委託料を新しく設けさせていただきます。古平川の部分の樋門3カ所、紅樋門、泉沢樋門、沢江樋門、この部分のポンプの設置、運転、撤去の業務の委託料でございまして。工事請負費、樋門ポンプの照明設備をつけるということで、先ほど言いました3カ所の樋門に夜間も監視できるように投光器とランプを設置する工事38万2,000円でございまして。

続いて、10款教育費、1項2目事務局費、既定の予算に6万円を追加して、854万1,000円とするものでございまして。奨学金の補助金でございまして。当初予算、5名で見えておりました。1名ふえまして6名ということで、6万円の増額でございまして。

19ページ、20ページをお開きください。5目外国語指導助手設置事業費、既定の予算に10万円を追加して、484万2,000円とするものです。赴任の旅費でございまして。今回ALTの入れかえがございまして、前任者の帰国、また新しく赴任される方の旅費でございまして。実績を見込んで10万円追加とさせていただきます。

続いて、13款諸支出金、1項1目基金費、既定の予算に9,200万円を追加して、9,762万1,000円とするものでございまして。減債基金積立金に9,200万円を積むということで、内容は小学校の建設基金が終わってございまして、残額が9,200万円、ちょうどございまして。当然小学校は起債がございまして、今後その償還もございまして。ということで減債基金に振りかえさせていただくということで計上しました。

それと、歳入のほう、7ページ、8ページをお開きください。9款地方交付税、1項1目地方交付税、既定の予算に1,388万5,000円を追加して、17億8,088万5,000円とするものでございまして。普通交付税の部分での増額でございまして。ここで説明資料のほうで説明させていただきます。1ペー

ジです。A3判です。ちょっと細かくて見づらいと思いますが、毎年提出しているものでございます。まず、左側のほうに区分を載せまして、その右側が今年の普通交付税の決算の内容ということですので。そして、中のその右隣がことしの予算で組んでいたときの計上方法を載せてございます。今回決定になりました部分、これは右側のほう、平成26年度の補正後の予算ということで内容を載せてございます。そして、右端には増減を載せてございます。一応条項としては3列あるということでございます。まず、26年度補正後の予算ということで、ことしの決定の部分で見ていただきたいと思っております。下の行から7行目、基準財政需要額臨時財債を含むということで、表の右側にちっちゃい丸で何番とかと書いております。④の部分です。表の右側の④の部分の基準財政需要額臨時財政対策債を含むという部分で、今回右から3列目に記載しております19億7,921万8,000円という数字が算出されてございます。その19億のうち、下の行1億219万3,000円、これは臨時財政対策債で借りなさいということで計算された金額でございます。④、⑤を差し引きしまして⑥の金額、実際の基準財政需要額が18億7,702万5,000円ということで算出されてございます。そして、その下の⑦の数字が基準財政収入額でございます。今回は、2億2,643万8,000円という数字が出てございます。そして、⑧の数字で調整額の錯誤、錯誤というのは3年間で交付税検査がございましたので、その部分で間違っていたというか修正される金額、その部分がうろこの129万8,000円ということで、以上をプラス・マイナスしまして、普通交付税額、⑨の欄にございます本年度は16億5,188万5,000円というものになりました。その右側、増減に書いてございますように今年の交付税額と比べまして、うろこの3,593万7,000円、パーセンテージでは2.1%減ってございます。ただ、予算との対比としましては、⑨の一番右側の数字、予算に対しましては1,388万5,000円ふえるということで、今回の補正予算でもこの金額を計上させていただいております。一番の理由としましては、新聞報道にもありましたように、基準財政需要額の地域経済雇用対策費という項目がございまして、その部分で単位数費用がぐんと減りましたので、前年決算と比べて3,800万円減ったと。予算と対比しましても3,400万円減っているということで、この部分が大きいということで、管内の町村もこの部分でぐんと減ったということで報道がなっております。説明書は以上です。

7ページ、8ページに戻っていただきます。13款国庫支出金、1項1目民生費負担金、既定の予算に2,000円を追加して、2億1,765万3,000円とするものです。保育所運営費の負担金でございます。広域入所の部分で、歳出で説明した部分の関連で、国の負担金は2分の1でございますので、2,000円の追加でございます。

2項1目民生費補助金、既定の予算に516万4,000円を追加して、4,657万8,000円とするものです。まず、1節、障害者の部分でございます。障害者総合支援事業費補助金、新しく設けさせていただいております。歳出でありましたシステム改修23万8,000円の2分の1の金額、11万8,000円の追加でございます。2節につきましては、こちらも新しく設けております。子育て支援交付金電算システム構築事業ということでシステム構築費は432万円、国が全額持つということで同額でございます。5節、介護保険地域支援事業費補助金、新しく設定させていただきました。市民後見推進事業費補助金72万6,000円ということで、こちらも後見人の養成研修の委託料72万6,000円の国が100%、10分の10ということで同額でございます。

7目総務費補助金、新しく設けさせてもらいます。704万3,000円の追加です。こちらは、社会保障・税番号制度システムの補助金でございます。電算管理費の部分の補正額は1,119万3,000円でございますが、それに対して704万3,000円を見込んでございます。

3項2目民生費委託金、既定の予算に128万5,000円を追加して、220万7,000円とするものでございます。節を新しく国民年金推進費委託金を設けました。年金生活者支援給付金の支給準備事業費補助金ということで、システム改修費128万5,000円の国が10分の10ということで見込んでございます。

9ページ、10ページです。14款道支出金、1項1目民生費負担金、既定の予算に485万5,000円を追加して、1億4,109万8,000円とするものです。4節、まず障害児の通所給付費負担金、過年度の部分でございます。負担金の確定に伴い、今回計上したものでございます。障害児の部分が5万6,000円追加、介護給付訓練等の給付費については479万8,000円の追加でございます。6節保育所運営費負担金、1,000円の増額、道の4分の1の部分でございます。

2項4目農林水産業費補助金、既定の予算に258万2,000円を追加して、795万4,000円とするものでございます。農地台帳システム整備事業費補助金、新しく設けております。システム整備の委託料258万2,000円、道の100%、こちらはもう内示が来てございます。その金額の計上です。

17款繰入金、2項2目青少年人材育成基金繰入金、既定の予算に6万円を追加して、36万円とするものでございます。人材育成基金の繰り入れ6万円、先ほど歳出で奨学生1名ふえたということで、奨学金の部分、こちらの基金を使うことにしてございますので、同額見てございます。ちなみに、この基金の残高は予算上1,500万円ということになりました。

続いて、3目古平小学校建設基金繰入金、新しく9,200万円設けさせてもらっております。基金の残額全てということでございます。

続いて、19款諸収入、4項2目雑入、既定の予算から24万7,000円を減額しまして、2,180万7,000円とするものでございます。財源調整をその他収入でさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、11ページ、12ページです。20款町債、1項7目臨時財政対策債、既定の予算から30万7,000円を減額して、1億219万3,000円とするものでございます。こちらは、交付税の算定が終わりまして、確定してございますので、その部分の減額でございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 15ページ、16ページにあります2目の地域福祉センター費の車寄せの改修工事請負費で、金額的には90万円ぐらい出ているのですがけれども、あそこは最初からその上の雨漏りした部分の設計といたしますか、最初からそれは考えていなかったのか。実際にやるとしたら上からきちんと調べて、それでやるのが本当で、これからやるとしたら、また新たに足場をかけるとか、結局この90万よりまだ安く上がる可能性もあったのではないかと思います。最初から予算には全然ガラス部分は入っていなかったですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今回の補正分については、屋根のアクリル板の部分でした。当初見込んでいたのがその下のコンクリート部分の劣化がかなり激しくて、そこからの水漏れというも

のが非常に多くて、その部分を見ておりました。設計を組む段階で、実際にアクリル板のところに上がっていくという調査方法として非常に危険性を伴っていて、まさかそこから漏れているということの認識がございませんでした。それで、一番ひどかった……下のコンクリート部分の劣化がひどかったので、そちらの設計だけを組んでやった結果、工事が終わった後の雨でさらなる水漏れを確認しまして、再度調査した結果として、上のほうから伝い漏れがあるということが発見できまして、今回の補正になっております。当初の調査、設計で甘さがあったことについては事実でございます。

○9番（工藤澄男君） あのアクリル板の場合は、コーキングでとめていると思うのですけれども、あのコーキングというのはいつまでもねっばっているものでなくて、年数だと必ずすき間ができる。これは、もう木造であれ、コンクリートであれ、大抵そういうのから障害が起きるので、そして大体あそこにシートを張るだけ張ったということはあそこに上がったということだから、最初から設計というか、最初の段階からやっぱり上からきちっと調べて、そして全体的にやっていたらもうちょっと安く上がったのではないかというのが私の考えです。この点はこれでよろしいです。

もう一点だけ。次のページなのですけれども、林道の管理費、これは確認です。林道チョペタンの小規模災害があります。これは、小さく数カ所をブルーシートで今まで落石防止していた部分を直すということでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） この林道チョペタン小規模線なのですけれども、この工事なのですけれども、24年に温泉側のほうで災害でやった工事の隣なのです。まず、落石箇所が見られて、以前にもそこはビニールシートで覆ってあったのですけれども、その箇所が600平米、ちょっと岩質が弱い箇所なものですから、それで急遽そちらのほうを先にやるということで、26年度にこの予算計上した次第です。

○9番（工藤澄男君） そしたら、今までブルーシートで囲んだ部分というのは今回はなし、吹きつけというのはしないということですか。

○産業課長（村上 豊君） それは数カ所あるものですから、とりあえず危険な箇所という形で、先ほど申したように温泉側のほう、直したところの隣の箇所をとりあえず4年計画で直していくという形で、今回こういう形で補正いたしました。

○8番（真貝政昭君） ページ後半のほうからになりますけれども、20ページで小学校の建設基金を取り崩して建設基金のほうに移しかえるということなのですけれども、起債の償還に充てるという目的なのですけれども、小学校の建設の起債で全体で幾らだったのか、そのうちの交付税措置されるものがどれぐらいの額であるのかということの説明をお願いします。それが1点です。

16ページです。国民年金のシステム改修です。先ほどの説明をもう少し詳しくお願いしたいのですが、消費税を10%に上げるための国の施策として改修工事がされるということなのですけれども、年金生活者への支援対策ということで具体的に国がどのようなことを考えていて、このシステムになるのかということをもっと詳しく説明をお願いします。

それから、もう一点ですけれども、歳入で地方交付税の説明がありました。それで、資料を使って説明されたのですけれども、今回の交付税で減額が一番大きかった部分、地域経済雇用対策費の

部分ですけれども、ここをもう少し詳しく説明をお願いしたいと。かなり減額になったということで各町村、影響それぞれ大きいようなのですけれども、古平町の場合、昨年どうですか。加工協の破綻等もありまして、大量の失業者を出したということもありますけれども、そういうことと関連するものであるのかということと、それからこの部分の減額のこういうような原因になった要素、これをもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（逢見輝統君） 質疑途中でありますけれども、昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時59分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、先ほどの答弁よろしくをお願いします。

○財政課長（三浦史洋君） 1点目と3点目、財政課ですので、お答えいたします。

まず、小学校の基金の部分で、ご質問は起債額とそのうち交付税措置ということでのご質問でございました。まず、校舎の建設の部分が主要な部分と思っております。校舎、当然給食センターも含めた本体の建設費の部分の起債の借り入れ金額、7億7,460万円でございます。過疎債で手当てしてございますので、その7割分が交付税措置されるとして、単純に70%を掛けまして、5億4,222万円交付税措置、残り一般財源3割部分、2億3,238万円というのが本体部分の起債と交付税措置でございます。

3点目のご質問で、今回の普通交付税の部分で加工協の影響があるのかとか大幅に減った部分のご説明ということでございますけれども、結論的に言いますと加工協倒産の部分は影響はございません。そして、地域経済雇用対策費がぐんと3,400万円ぐらい減ったと、予算と比べて3,400万円減ったという部分についてですが、詳しく言いますと単位費用が説明資料にも書いてございますけれども、ことは単位費用1,700円で、前年25年が2,340円ということで、比率的には25.5%落ちていきます。そして、あと補正係数については若干上がっています。2.6%増ということですが、今言った増減はこの説明資料の単位費用なり、補正後の数値の増減でございます。

そして、国全体のお話をさせていただきますと、本年度の26年度の地方財政計画で地域経済基盤強化雇用対策費というものが全国の金額ですので、1兆1,950億円、約1.2兆円です。25年度、前年が1兆4,950億円、約1.5兆円と、3,000億円減っております。減り幅がマイナス20%でございます。

以上です。

○民生課長（和泉康子君） 年金生活支援給付金関係をご説明させていただきます。

まず、これはこの考え方なのですけれども、衆議院の修正により年金機構強化法案から削除された低所得者、高齢者、障害者への年金加算にかわり、新たな低所得者、高齢者、障害者への福祉的な給付措置としてこの給付金が設立されました。内容としましては、まず対象者なのですけれども、4区分ありまして、老齢の方、補足的な老齢、障害者、遺族年金受給の方ということで、まず老齢と補足的な老齢というところでは65歳以上の老齢基礎年金を受給している方で、非課税世帯77万円以下

の方、補足的高齢者とは所得が77万円から87万円、これは給付を受けることによって所得が逆転しないようにという補足的給付が入っております。あと障害者と遺族の方にも所得によりまして対象になる場合があります。不該当となる場合は、日本に居住していない、また基礎年金が一時的に支給停止される場合があるのですけれども、その月は該当にならない。あと刑務所や少年院に入っている場合も該当にならないということで、実際にどのくらい給付になるのだということなのですが、これは基準額が一月に5,000円ということで、納付期間に応じまして、納付期間が40年ありますので、480分の納めた期間ということですから、滞納のない方は月額5,000円の算定になります。40年間のうちで10カ月程度納付されていない期間がある場合は480分の470を率として補正に掛けますので、一律5,000円が給付されるというものではありません。それで、まず77万円の考え方なのですけれども、国民年金を満額にかけていた場合に月額が77万円まで満たないということで、それに満たない方に補足的に支援給付金を給付しますというものです。交付方法は、先ほど財政課長が説明しましたように消費税が10%に上がる27年10月より施行されるというもので、給付方法は年金を支給される前々月の2カ月分を偶数月に支払われるという形になっております。国が給付するものなのですけれども、支払い事務は年金機構に委任することとされまして、その年金機構が課税状況だとかを確認するために町村の事務として課税条項を27年5月から年金機構のほうに情報を提供するためにシステムを今回構築するものとなっております。

以上です。

○8番（真貝政昭君） 1点目に答弁いただいた減債基金の関係なのですが、小学校の建設基金を解約して、名前を変えて減債基金ということなのだけでも、財調に入れるのと減災に入れるのと同じでないかと。ただ名前が違うのであって、同じでないかと思うのですけれども、何か区別することによって、体面上こっちのほうがメリットがあるというものが何かこの減債基金に入れる理由にあるのでしょうか。

それと、2点目の交付税の答弁ですけれども、前年と今年度ということで国レベルの総額で2割の減額になったと。これは、国による恣意的な単なる予算の削減と、そういうふうに押さえたほうがいいのでしょうか。単位費用の説明もありましたけれども、何かしら客観的な条件があって単位費用を下げたということではなしに、国の政策的な観点の全体的な予算削減からくる削減というふうに理解したほうがいいのでしょうか。

それと、3点目の国民年金の関係なのですが、今の説明を聞きますと、国民年金を満額受け取った方を基準にして説明されたのですけれども、満額以下の人に対する措置で、制度上これから動くみたいな話ですけれども、消費税がこういうふうに増額されていって、本当にそれだけをカバーするだけのものであり得るのかどうかというのがひとつ疑問です。全くなり得ないわずかなものであるというような実感しかないのですけれども、そこら辺の説明はできますか。それと、満額を超える年金を受け取っている方たちにはそういう制度の恩恵はないと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） まず、減債基金と財調の基金のほう、どちらかという部分での判断でございまして、先ほども起債の金額だとかで言いましたように7億7,000万円借り入れた部分

で、元金償還が始まります27年度には年間8,937万円を返していくことになります。それが都合9年です。過疎債ですから、元金償還は9年ですので、9年間です。それまでは利子だけなのですけれども、そういうボリュームがたくさんございます。財調は全体的なものを見るもので、減債基金の部分は例年と比べて償還金額が上がるものとか、急に返さなければならないとか、そういうものを4項目ぐらい基金処分の規定があったと思いますが、そういうものに備えるということで、仮に財調にするよりもより目に見える、建物だけで7億7,000万円を借り入れたと、元金償還は毎年8,937万円かかるということで、そちらのほうに積み立てるのがよろしいと思ってやりました。

2点目に交付税のほうでございますが、国の考えかどうかということで、まさに国の考えですよねと思っております。本当に担当者として率直に考えるのは、毎年この交付税総額が16.何兆円というのがふえていってこればいいなと思っております。ただ、国の考えでそういう今回の場合の減は、地域経済云々というのは一般に言われております歳出特別枠を減らしたということで、歳出特別枠1.5兆円を組んでいたのですけれども、それが1.2兆円に地財計画を下げられたと思っております。ということで、最初に申しましたように国の考え方です。

○民生課長（和泉康子君） それでは、先ほどの件なのですが、まずこの年金生活支援給付金というのは消費税の増税にリンク、全くイコールのものではなくて、今やっている臨時給付金は低所得の方が1年半、食事にかかわる消費税アップ分ということで1万円プラス5,000を算出しているものなので、これからいきますと月5,000円であれば年間6万円の給付金、年金生活者への年金給付金は年間6万円給付されるわけですが、その消費税の2%増に対応できているかどうかというところでは今の臨時給付金と比較すると消費税アップ分には対応しているかと思うのですが、そもそもの考えが新たな低所得高齢者、障害者への福祉的措置ということで、まるっきりこの消費税が8%から10%に上がる2%分のカバーという、それだけの内容のものではないので、ちょっとお答えになるかどうかかわからないのですけれども、あくまでも国は今のところこのような数字で積算して考えているということです。

2つ目の満額を払っている方には恩恵がないのかということなのですが、先ほどの5,000円を基準額にしてということと、補足的給付者ということで77万円から87万円以下の非課税の方は、ここではまだ計算式のほうが出ていないのですけれども、補正と給付することによってちゃんと払っていたのに払っていない人が給付金をもらうことによって、所得が逆転しないようにということで、また補足給付が発生しますので、その分は幾らというところはまだこちらのほうで把握していませんし、この間年金事務所の所長さんも来たのですけれども、まだ実際年金事務所、現場のほうでもどのような流れになるかという細かい指示はおきていないということですので、今決まっているのは基準額が5,000円ということと、未納期間も免除申請していれば6分の1相当の期間を加算しますよ、逆転が起きないように77万円から86万円の所得の方には何かしらの補足の金額を給付しますということまでしか町村のほうにはおきておりません。

○6番（高野俊和君） 15ページの2目の幼児センター費の中の負担金補助及び交付金で保育所の広域入所負担金なのですけれども、今回3名分と言っていましたけれども、その3名というのは町村は全部同じですか、それぞれ町村は違いますか。それはわかりませんか。

○幼児センター所長（宮田誠市君） 3名の内訳、1名は4歳児でもって余市町のほうの私立の保育所に入所しています。それから、残りの2名は2歳児と3歳児で、美国の公立の保育所に入所しています。

○6番（高野俊和君） さっき1人、5カ月ほどと言っていましたけれども、これは、その親が定期的に、出稼ぎというのは言葉はちょっと悪いかもわからないですけども、そういう関係で5カ月ということなのでしょうか。これは、地方に行く場合にはそれが何カ月、例えば1カ月目でも2カ月でも何カ月でもこれは該当になるということなのでしょうか。

○幼児センター所長（宮田誠市君） それでは詳しく、先ほどの3名分なのですが、余市に通っている私立の保育所に入所している4歳児の子供は4月から3月までの12カ月で、その家庭はお母さん一人でもって余市町で働いているということです。あとの2名の美国の公立の保育所に入所している子供と2歳児と3歳児のお子さんについては、6月から10月までの間、お母さんが積丹のほうのウニとりの関係で、そちらのほうで働くということでもって広域入所、美国の保育所をお願いしています。それと、期間的にはあくまでも保育に欠けている期間、つまり働いている期間、全部保育に欠けているという理由があれば、期間は関係なくずっと広域入所なりの措置をとらなければならないことになってございます。

○6番（高野俊和君） これは、町村はどこでも構わないのですか。例えば古平町が契約している……契約というところちょっと変かもわからないですけども、古平町が契約をしているというか、できる範囲内なのでしょうか、それとも例えば後志以外でもどこでもいいということなのでしょうか。

○幼児センター所長（宮田誠市君） 当然お子さんのお母さん、お父さんが古平に住んでいなければいけないということなので、古平から通える範囲というと大体後志管内と。札幌までの仕事ということは考えられませんよね。そういうのがまず1点と、それからここで広域入所をするに当たって、お互いの町村が協定を結ばなければならないです。それで、後志19カ町村1市については、もう相当前にお互いに広域入所を認め合いましたということでもって協定を結んでいます。ということなので、美国の保育所のほうに行っているお子さんは美国の公立なので、その協定書をもとにして、美国のほうにあきがあれば、すぐ受けてもらう形になっていますが、余市のほうに行っているお子さんについては、私立の保育園なので、私立の保育園については同じく公立のほうの19カ町村で結んだ内容でもって、同じく広域入所の協定を結んでくださいということで、古平町と私立の保育所についてはその都度その都度契約を結んでいます。

○7番（木村輔宏君） 私は認識不足なのか、ちょっとわからないのが13ページから14ページの中で社会保障・税番号制度導入云々というのがあるのですが、これは何に使って、それからこれは名前ではなくて、今度は全部番号でなっていくのか、ちょっとその辺がわからないのです。もう少し詳しく説明していただけますか。

○総務課長（小玉正司君） ここで出ております社会保障・税番号制度ですけども、これについては、昔からありました、ちょっと違うかもしれませんが、国民総背番号と同じく国民全員に番号をつけると。そして、今回はここに書いてありますとおり、社会保障と税と、この2つで年金分野、労働分野、福祉、医療、これが社会保障分野、そして税は確定申告から届出書、さまざま



これらのものについて番号をつけて一元化すると、そういう制度でございます。それで、それに基づいて、さっき財政課長からもありましたけれども、来年の10月には国民に番号を振って、あんたの番号は何番ですよと通知すると。そして、その次の年の7月にはカードも発行すると。ただ、そういうスケジュールになっていますけれども、そのカードにつきましても保険証と一緒にするだとか、さまざま話があるみたいですが、そこまではまだ決まっていないみたいです。とりあえず来年の番号を振るに当たって各町村の電算システム、これを変えてくださいと。それについては、国では補助金を出すと。それに基づいて今回補正を上げている次第でございます。

○7番（木村輔宏君） ということは、極端な言い方をすれば、人間の名前ではなくて、番号で決められてくるような形になろうと思うのですけれども、これは国のやることであって、そのことについて何とも思いませんけれども、古平町としては例えば1番が木村ですよというのは、番号も必要だけれども、名前もそういうものについては出てくるという解釈の仕方よろしいですか。

○総務課長（小玉正司君） 全てが番号といいますか、今現在もそれぞれ番号がついています。古平町も住基で番号がついていますから、国保でも記号番号がついています。全てにわたって、恐らく全ての仕事はもう番号でコンピューター化、機械化になっていると思います。それを国では一元化したいと。そういうことで、名前が要らなくなるかということそうではなくて、今までどおり当然表では名前は出てきますけれども、裏の作業としては全て番号で統一されて一元化されると。ただ、業者の説明では個々の番号はそれぞれ残るそうです。残って、番号が今でいうマイナンバー、個人ナンバーが1つになるということではないらしいです。今までどおりのさまざまな番号が今までどおりあって、それを統合するような形でまた統一するみたいなことの説明を受けております。

○7番（木村輔宏君） ということは、例えば今までだったら国民健康保険ですよと、社会保険ですよという中で分けられてありましたよね。それを今度中身は別として一元化されて、国民健康保険も厚生関係も全部同じ番号、同じ番号ということは1番、1番ではなくて、通し番号みたいになってしまうという考え方でよろしいのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 我々も当初そう思っていたのですけれども、それぞれ番号が残るみたいで、裏でまた統一するようなお話でした。私も認識不足で、もちろん絶対正しいとは言いませんけれども、イメージとしては番号が残るようなイメージでした。ただ、全てにわたって串刺しできるような形で番号が統一するのだと。そういうことで、最終的には全ての税、貯金して利子も発生しますから、株をやっているれば配当だとかさまざま、それが全て一元化されるのでないかなと思っております。

○4番（本間鉄男君） 今の社会保障のあれで、スケジュール表ですね、説明資料の。個人情報保護関連条例ということで見直しということが言われておりますけれども、今実際に個人情報というと、例えば住所、氏名、年齢だとかどうのこうのという、電話番号を含めてとかさまざま今言われて、結局個人情報が一般の人方にもがんにがらめなり過ぎて、ふだんの通常の間でのいろいろなやりとりの中でも逆に支障を来しているような部分があるのですけれども、一応今個人情報保護関連条例という部分ではどの程度の改正というのですか。だから、ちょっと済まないけれども、年齢を教えてくださいとかといった場合にでも個人保護だとかと言って、世間でも話が進まない場合だとか

そういうものがあるので、関連の条例の中で、逆に言うとどの程度そのがんじがらめを減らしていくとかそういうことがあるのか。

それと、先ほど個人個人の番号を串刺しに今のところはできないと。これできないと言われてるのは、もともと費用が莫大にかかるというような形で、今の国の制度で前から指摘されている部分だと思うのです。それと、こういう番号を一元化されてくると、情報の漏洩という問題がすごく、また個人に対する影響力というのはあると思うのです。例えば先ほど言う申告の問題だとか財産の問題だとかさまざま、極端に言えば医療費がどのぐらいかかって、どういう病気だったとかそういうものもろもろが全部、これは最終的に情報が各市町村を初め、国まで全て行ってしまうと思うのです。逆に言うと、その辺の防ぐ方法とかというものは町でどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） ご質問、町の条例から個人の秘密のほうまでありましたけれども、個人情報保護条例の関係につきましては、これに基づいて今町ではどのくらい町の中で個人情報ですね、かかわるものがあるか、そういうものを洗い出したり、そういうことをする作業については先ほど説明しましたけれども、委託事業、ここでいう一般管理費の13節委託料で280万8,000円を今予算計上しまして、これから委託でお願いすると、そういうことを考えています。

あとそれから個人の秘密のことですけれども、町でどのように考えているかというのは、これはもうまさにその点を国が考えていると思います。そういうことで先ほど言いましたけれども、個人の番号は秘密でないそうです。その番号がわかったからといって、全ての情報がその番号にぶら下がっているようなイメージを私どもも思っておりましたけれども、そうではなくて、この番号がわかって一つ一つの情報にはたどり着かない、そのようなシステムを国では考えているようです。それしか今のところ我々末端の町村ではわかりませんし、技術的な問題もありますので、何とも答弁のしようがこのぐらいしかございませんので、ご了解願いたいと思います。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、各町村とまた各都道府県とか国、これでは例えば医療の関係だとか年金の関係だとか税務の関係、こればらばらに、結局国でいうと所轄官庁というのですか、そういうところではばらばらに情報を把握して、あくまでもそれが統一された情報として、管理はどこでもできないというような考え方でよろしいのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 明確な回答は、申しわけないですけれども、できません。ただ、何らかの形では必ず統一できる、そのための番号ですから。ただ、秘密の保護の観点から一筋縄ではないと。その番号がわかったからといって、全ての個人の情報が把握されると、そういうことは防ぐような対策をとっているというふうに伺っています。

○議長（逢見輝統君） ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第38号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第39号

○議長(逢見輝統君) 日程第5、議案第39号 古平町立古平小学校建設基金条例を廃止する条例案を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) ただいま上程されました議案第39号 古平町立古平小学校建設基金条例を廃止する条例案について提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、先ほどの補正予算の審議でも項目が上がってございましたが、小学校の建設が終わりまりましたので、この条例が必要なくなったということで廃止させていただくものでございます。

この基金につきましては、平成21年度の予算で積み立てを開始してございます。そして、都合積み立て総額3億5,530万円ございました。取り崩しで使用財源に充てた部分が2億6,330万円ということで、差し引き残高9,200万円でございます。先ほどの補正予算で成立させていただきました。

25ページを読み上げてご説明いたします。古平町立古平小学校建設基金条例(平成21年古平町条例第15号)は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行するということで提案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりまりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号 古平町立古平小学校建設基金条例を廃止する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第40号

○議長(逢見輝統君) 日程第6、議案第40号 古平町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第40号 古平町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、2つの事由によるものです。1つ目は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴う母子及び寡婦福祉法の改正でございます。これは、ひとり親家庭等の母または父の定義が改正されたことによるものです。

2つ目は、北海道医療給付事業、重度心身障害者医療給付事業、ひとり親家庭等医療費給付事業の事務取扱の一部改正による文言整理でございます。重度心身障害者及び精神障害者の「害」の字を漢字から平仮名の「がい」に修正するものでございます。

それでは、説明資料の3ページをごらんください。まず、北海道医療給付事業の文言整理でございます。題名の右側、改正前の下線部分ですが、重度心身障害者の「害」を平仮名の「がい」に改める。

次に、第1条、第2条、第3条中にある重度心身障害者の「害」を平仮名の「がい」に改め、第2条第1項第3号、第3条第1項の精神障害者の「害」を平仮名の「がい」に改める。

次に、母子及び寡婦福祉法の改正に伴うものです。同じく3ページ、改正前の下のほう、2条第2項第1号です。母子及び寡婦福祉法を「母子及び」の後に「父子並びに」を追加し、改正後は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改めます。

続きまして、4ページをお開きください。4ページの改正前、中段になりますが、同条、2条の2項第2号、「「父」とは」の後に「父子家庭であってひとり親家庭の母に準ずる男子をいう」を改正後は「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であること」に改正する。これは、ひとり親家庭等の母または父の定義が改正されたためです。

なお、この施行日は平成26年10月1日から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） ちょっとお伺いしたいのですけれども、今障害者の害が基本的に変わると、言葉ですね。それと、今までの母子家庭という部分が父子も同じですよというようなことで、これは条例改正だと思うのですけれども、1つお伺いしたいのはこの障害者の害が平仮名になるということは道の条例に合わせてなるということなのでしょうけれども、そうしますと例えば古平町の先ほども予算の補正予算の中で害という漢字が使われていますけれども、今後は古平町もこういう予算編成でも平仮名のがいで通していくという認識でよろしいのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 今の件なのですけれども、まず平成22年に北海道医療給付事業というものに沿って、古平町のひとり親、重度関係の条例をつくっているのですけれども、親の条例が北

海道医療給付事業の文言が平仮名に変わったので、それを受けて今回古平町としてもがいに直すということで、道のほうも条例全て障害者というところを全部平仮名にしているの、今後町の条例の文言整理というのはまた今後整理されていく予定でございます。

それと、もう一つは、母子及び寡婦福祉法のほうですが、これは本間議員さんおっしゃるとおり、母子、寡婦ということよりもひとり親という表現なので、今回父だとか男子という言葉を使って条例改正がされているところです。

○4番（本間鉄男君） 今後の部分はわかっていますけれども、今条例が改正になることによって、がいという平仮名になると。だから、例えば補正予算だとか一般予算、決算予算に出てくる障害者の害も古平町ではそれに合わせて平仮名に変えていくのですかということ伺ったのです。

○民生課長（和泉康子君） 条例に基づいて、今後予算化していくときには予算を積算なり細節をつくるときに漢字から平仮名にということもあり得るかもしれないですが、必ずしも条例イコール予算の細節だとか細目ということではないので、その係というか……統一できるものはしますが、それ以外のもので統一されないものもあるかと思えます。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、これはどういう趣旨でその漢字の害を平仮名に変えたということだと思のです。結局条例を改正していくのであれば、それにのっとって古平町も条例を改正するのであれば、やはり予算であろうが補正であろうが何であろうが、それに基づいて変えていくのが一般的ではないかなと思うのですけれども、それはその時々によって変えるか変えないか、まだ判断しないというか、できないという考え方がどうかと思うのですけれども、

○副町長（田口博久君） 趣旨というお話もありましたけれども、障害の害の字が危害を加える、あるいはそういった意味の害なので、よろしくないということがずっと以前から言われていて、本来の害であれば、損得の得という字のぎょうにんべんの部分をいしへん、碍子の碍といいますか、そっちの碍のほうが適当であろうとかいう意見もあるそうです。そういったようなことで、実際のところ、法律もまだ変わっておりません。身体障害者福祉法とかいう法律自体がまだ昔の害のままです。ですが、北海道で先取りしたような形で障害者に配慮して、害を与えるような害ではなくて、やわらかいノーマライゼーションといいますか、そういった趣旨のもとに、がいに変えていこうということで進んでおりますので、今この重度心身障害者の医療給付費の条例について道に倣って変えさせていただきましたけれども、町としましても随時こういった平仮名に変えていこう。ただ、一気に全部をとということにはならないかもしれませんが、随時この平仮名のがいのほうに変えていきたい、そのように考えております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第40号 古平町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一

部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第41号

○議長(逢見輝統君) 日程第7、議案第41号 戸籍総合システム機器の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長(和泉康子君) ただいま上程されました議案第41号 戸籍総合システム機器の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、財産を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年古平町条例第9号)第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、財産の内訳、戸籍総合システム機器一式。

2、契約の方法は、随意契約。

3、契約金額は、消費税込みで2,365万2,000円。

4、取得先は、札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合長、田岡克介。

5、納期は、契約の日から平成27年3月25日まで。

内容といたしましては、戸籍事務の電算化に伴いまして、本年4月14日付契約の戸籍電算化データ作業業務でデータ化となりました現在戸籍をコンピューターに記録し、除籍、改正原戸籍を画像化した上で、データベース化したものをセットアップするための機器を購入するものです。機器の内訳は、パソコン、サーバー等の購入及びシステム構築で、議案の財産の内訳のとおりでございます。

去る8月20日、入札業務を行ったところ、富士ゼロックスサービスシステム株式会社北海道支社から消費税込みで2,365万2,000円の入札金額の提示がありましたので、備荒資金組合と同社で仮契約が締結され、本議案が議決後に本契約が締結されます。それで、その後備荒資金組合がゼロックス株式会社より買い取り、本町が備荒資金組合から譲渡を受けまして、契約金額に0.2%の利息、約9万7,000円を加算して、2,374万9,000円を本年度から平成30年までの5年間で償還していくものでございます。なお、本年度は263万73円の支払い予定となっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第41号 戸籍総合システム機器の取得についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第42号

○議長(逢見輝統君) 日程第8、議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務係長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき北海道市町村職員退職手当組合格約を変更することについて、関係市町村等と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この規約の変更の詳細につきましては、次のページに記載しております30ページをお開きいただきまして、上から5行目の根室北部廃棄物処理広域連合が新たに新規加入となったことで変更が生じたものでございます。

以上をもちまして議案第42号の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第2号及び日程第10 報告第3号

○議長（逢見輝続君） 日程第9、報告第2号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率について、日程第10、報告第3号 平成25年度決算に基づく資金不足比率については関連がありますので、一括議題といたします。

報告第2号について報告を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） 報告第2号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率について提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、ここに書いておりますように地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率を報告するものでございます。

この法律の規定は、判断比率の公表等の規定でございます。それに基づきまして、比率とその算定基礎書類を監査委員に審査をお願いしてございます。その審査の結果が32ページ以降にございます9月10日付の審査意見書ということで添付してございます。そして、この意見をつけて今回この議会で報告することということになってございます。

下の表、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては黒字でございますので、指し示す数字はございません。そして、実質公債費比率につきましては6.3%、将来負担比率につきましては47.6%ということでございます。

これに説明資料のほうで少しご説明いたします。9月定例会説明資料の6ページをお開きください。6ページ、1番、健全化判断比率の状況ということで、前年の数字を載せて増減を記載してございます。赤字比率につきましては、数字はございません。そして、実質公債費比率につきましては、前年6.1%でございましたので、0.2ポイント改善しております。将来負担比率につきましては、前年49.2%でしたので、こちらは1.6%悪化してございます。早期健全化の基準なり財政再生基準については、下のほうにお示ししております。

そして、赤字比率でございませんので、実際どのぐらいの黒字だったかということをお示しするページ、7ページで説明いたします。4番、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移ということで、上段の区分に22年度から3、4、5と載せてございます。24年度と25年度を比較していただきたいと思っております。上の区分から下に下がっていただきまして、(5)、実質赤字比率、分子が一般会計の金額、分母が標準財政規模ということで、25年度、右側のほう、実質黒字、下のほうにうろこの5.49となっておりますが、5.49%黒字であるということで、前年24年度と比べて、ポイント的には1.75ポイント悪化しております。2つ下がって、(7)の連結実質赤字比率につきましては、一般会計プラス特会、公営企業ということをお示しします。それを標準財政規模で割り返しますと25年度6.32%が黒字ということで、前年9.17でしたので、2.85ポイント悪化してございます。

以上、報告のご説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 続いて、報告第3号について報告を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） 報告第3号 平成25年度決算に基づく資金不足比率についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく



資金不足比率を報告するものでございます。

公営企業会計で求められております簡易水道事業特別会計並びに公営下水道事業特別会計につきましては資金不足額がございませんので、資金不足比率の指標はございません。

この比率の算出方法につきましては、説明資料13ページをごらんいただきたいと思います。平成22年から25年まで表にしてございますが、簡易水道事業につきましては平成25年度の（1）、繰り上げ充用等、要するに不良債務、そういったものがございません。それが分子となりますが、それに対して（6）の営業収益に相当する収入、いわゆる基本となる収益を分母といたしまして、その比率は資金不足があれば資金不足比率というふうな形で出てまいります、分子がゼロでございますので、これまで同様、不足額の指標はないということでございます。

同様に下の公共下水道事業につきましても不良債務はございませんので、指標はなしということで、今年度の資金不足比率についての報告を終わらせていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） まだ決算の中身に入っていないので、伺いますけれども、平成25年度の決算で基金の残高が幾らになるか。それと、今回名前を変えましたけれども、減債基金のほうにああいう形で基金が移りましたけれども、予算の段階で、現時点で平成26年度の基金の状況はいかほどになるのかお聞きします。

○財政課長（三浦史洋君） 平成25年度末ですが、決算書を持ってきていませんので、資料で言います。合計13億5,522万円です。財調、減債、そして特定目的、もろもろを入れまして、13億5,522万円が25年度末の基金残高でございます。先ほど提案した補正予算を含めまして、現在の基金残高、予算上ですけれども、13億1,247万1,000円、細かいです。13億1,247万1,000円が現在高ということで、最後の質問は聞き漏らしましたけれども、お願いできますか。

以上です。

○8番（真貝政昭君） まだ、決算書の中身入っていないので、26年度の決算予想が立たないのですけれども、多分増加の傾向で見られると思うのです。それで、資料の12ページを見ますと、ここ数年は極めて良好なところで推移していると。それで、北後志の5カ町村で、村という赤井川を除いて、積丹町、それから仁木町、それから余市町、この上下の表から見ると財政状況が非常に厳しいというところに位置しているというふうに認識しているのですけれども、そちらのほうで押さえておりますか。それで、現在の古平町の財政運営は極めて良好という状況だと思うのですけれども、余裕があるのではないかというふうに思っているのですけれども、その点はどのようにお考えなのか伺います。

○財政課長（三浦史洋君） ほかの北後志の町と比べてといっても数字的にはこうなのでしょうけれども、ほかの町の部分はコメントはできません。そして、余裕という部分でございましてけれども、余裕はございません。交付税は3,400万、500万円減っております。先月ですか、総務省が来年度、新年度、27年度の部分の交付税の要望を出しておりますけれども、それでは交付税総額5%減とな

っております。5%も減るということで、ことし26年度の地財のやつは1%減でしたけれども、新年度、来年度は5%減というので、えっと、それが一番気持ち的にはかなりきております、担当としては。それで、決算でもご説明しますけれども、たまたま昨年元気臨時交付金というものがすごくありました。3億400万円も予定していない部分での国補助が入ったと。国の大型補正予算を組んで、その部分で古平に来たということで、それで随分助けられているなということでございます。基金につきましては、日ごろお話しするようにしているのですけれども、今後もそういう病院の関係、あと特養なり、ほかもろもろございます。それだけでもすぐ基金なんてぶっ飛んでしまいそうなのですから、やはりたっぷりためておかないと、全然動きがとれないというのが、もうそれだけでも答えが出ているような、そういう担当としての考えでございます。

○8番（真貝政昭君） 財政の担当からの結論は、財政運営はとても厳しいのだと。今後の予想としては、政府の方針が一番危機的な状況にあると、町の財政運営上。そういう点では、私どもも国の地方いじめの方針を変えるように全力で頑張りますので、よろしくお願ひします。

○議長（逢見輝続君） これで報告第2号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率についてと報告第3号 平成25年度決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第11 同意第2号

○議長（逢見輝続君） 日程第11、同意第2号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） ただいま上程されました同意第2号 古平町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本件は、現在教育委員をお願いしております小田嶋竜子氏の任期満了の伴い、その後任に同氏を再び任命したいので、同意を求めるものでございます。

記といたしまして、任命すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町238番地、氏名、小田嶋竜子、生年月日、昭和32年9月27日生まれ。参考にありますように、現在の任期が平成22年10月1日から平成26年9月30日までとなっております、今回の任命は4期目となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時17分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第2号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、これに同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 古平町教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

#### ◎日程第12 陳情第9号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、陳情第9号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第9号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第9号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権行使容認に反対する陳情書は採択することに決定いたしました。

#### ◎日程第13 陳情第10号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、陳情第10号 外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第10号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論はないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第10号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号 外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する陳情書は採択することに決定いたしました。

#### ◎日程第14 陳情第11号

○議長(逢見輝統君) 日程第14、陳情第11号 電力料金再値上げの撤回を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第11号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論はないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第11号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号 電力料金再値上げの撤回を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時21分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（逢見輝続君） お諮りします。議案第43号と陳情第12号の議案が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号と陳情第12号の議案を日程に追加することに決しました。

◎追加日程第1 議案第43号

○議長（逢見輝続君） それでは、追加日程第1、議案第43号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） 議案第43号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第5号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、町長の行政報告にごございましたようにふるさと納税の部分でございまして、がんばろう！ふるびら特別対策事業の一環として贈呈品を送るという事業、今月9月1日より受け付けを始めております。その部分で寄附が当初予測よりも爆発的にございまして、その部分で贈呈品の予算がまるで足りなくなりましたので、今回追加補正という形で提案させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,454万2,000円を追加しまして、総額を34億5,179万8,000円とするものでございます。

補正額等は、第1表、歳入歳出予算補正、2ページから5ページでお示ししてございます。

それでは、事項別明細の歳出からご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。7款商工費、1項6目がんばろう！ふるびら特別対策事業費、既定の予算に2,445万2,000円を追加して、5,104万4,000円とするものでございます。これにつきましては、9月1日から9月19日、先週ですか、この期間19日間で494件、1日当たり26件もお申し込みがございまして、そこで、年度末までのぐらい来るだろうということで頭を悩ませまして、結果的に1万円として3,500件の寄附があるであろうということで今回予算の費用を計上してございます。まず、1つ飛ばして13節、ふるさと納税贈呈品事業の委託料ということで、品物単価、1品5,000円、送料も多目というか2,000円ということで、合計7,000円の3,500件分ということで計算してございます。2,400万円を増額しまして、2,450万円とするものでございます。それとともにヤフーとかふるさとチョイスの利用料なども今回計上させていただきます。12節でヤフーの公金支払いサービスの導入手数料でございまして、導入費用が税別3万円でございますので、3万3,000円の追加でございます。14節も新しく設けましたヤフーの公金支払いシステムの利用料、税別で月1,500円、そして寄附金額の1%、そういうものをヤフーのほうに支払わなければなりません。計算しまして、39万円の追加です。また、ふるさとチョイス寄附金申し込みフォーム利用料ということで、こちらは月3,750円ということで、3月末まで2万9,000円必要であろうということで計上してございます。

13款諸支出金、1項1目基金費、既定の予算に1,009万円追加しまして、1億771万1,000円とする

ものでございます。寄附金から上記経費を引いた部分につきまして、ふるさと基金のほうに積み立てさせていただきます。基金の残高はどうかということをお先ほどもご質問ありましたので、この基金に1,000万円を積んだということで、予算上の今現在の残高は13億2,200万円、100万円単位で13億2,200万円の予算上の基金残高でございます。

続きまして、歳入6ページ、7ページをお開きください。16款寄附金、1項1目寄附金、既定の予算に3,499万9,000円を追加しまして、3,500万1,000円とするものでございます。ふるさと応援基金のほうに積ませていただきます。

19款諸収入、4項2目雑入、既定の予算から45万7,000円を減額しまして、2,135万円とするものでございます。その他収入のほうで財源調整させていただきました。

以上、提案理由のご説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。  
○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第43号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第2 陳情第12号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第2、陳情第12号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第12号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第12号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝続君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時29分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員